

特許庁委託事業

湾岸協力会議特許庁における  
特許権取得に関する制度概要調査

2016年6月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

## 目次

第1章 - 湾岸協力会議特許制度の概要 .....	4
第1節 - 統計 .....	4
第2節 - 特許の対象 .....	5
A. 装置.....	5
B. プロセス及び方法 .....	5
C. 化学合成物 .....	6
D. 遺伝子配列 .....	6
E. コンピュータプログラム .....	6
F. 特許性要件.....	6
G. 新規性.....	6
H. 進歩性.....	7
I. 産業上の利用可能性.....	7
J. 明確性.....	7
K. 特許保護期間 .....	7
第2章 - 特許取得の手続き.....	8
第1節 - フローチャート .....	8
第2節 - 出願と方式審査 .....	9
第3節 - 実体審査.....	9
第4節 - 公開.....	9
第5節 - 特許登録 .....	10
第3章 - 特許出願の準備 .....	10
第1節 - 言語.....	10
第2節 - 特許出願の構造 .....	10
第3節 - クレームを作成するための注意点 .....	11
第4節 - 装置クレーム.....	11
第5節 - 方法クレーム・プロセスクレーム.....	11
第6節 - プロダクト・バイ・プロセスクレーム .....	12
第7節 - 明細書を作成するための注意点.....	12
第8節 - 図面を作成するための注意点 .....	12
第9節 - 他の一部を牽引することでの重要点.....	13
第4章 - 特許出願 .....	13
第1節 - 出願先について.....	13
第2節 - 優先権主張.....	13
第3節 - 外国出願、パリルート、PCT ルート .....	14
第4節 - 手数料と費用.....	14

第5節 - 特許出願に関する法律 .....	15
第5章 - <b>特許審査</b> .....	16
第1節 - 早期審査 .....	16
第2節 - オフィスアクションに対する応答 .....	16
第3節 - 応答の作成 .....	16
第4節 - 特許性を有さないクレーム .....	17
第5節 - 異議申立手続き .....	17
第6節 - 特許登録 .....	17

## 第1章 – 湾岸協力会議特許制度の概要

---

湾岸協力会議（GCC）特許制度は、出願人に GCC 加盟国で特許権を確保する便利な方法を提供する。

湾岸協力会議（GCC）は、アラブ首長国連邦、バーレーン王国、サウジアラビア王国、オマーン国、カタールとクウェート国から成る協会である。科学的かつ技術的な進展を促進して、テクノロジーの移転を容易にして、この地域の経済成長を促進することが、GCC の目的とされている。これらの目的の促進のために、GCC 特許庁（「GCCPO」）は、1998年にサウジアラビアのリヤドに設立された。GCC 特許法とその施行規則は、GCC 特許庁の設立の直後に発布された。

GCC 特許制度は、単一の出願と審査手続きを提供する。EPC 制度と対照的に、GCC 特許は、GCC 加盟国の全てで有効な単一の特許である。GCC 特許出願は、GCC 特許法のもと、GCC 特許庁により一元的に審査が行われ、一度特許が付与されると、自動的にすべての GCC 加盟国において保護される。

GCC 特許制度は、特許協力条約（PCT）に加盟しておらず、パリ条約の加盟国でもない。しかし、GCC 特許法は、12 ヶ月の優先権主張期間を提供し、それにより、GCC 特許出願は、最初の出願日から 12 ヶ月以内に優先権を主張することができる。

### 第1節 – 統計

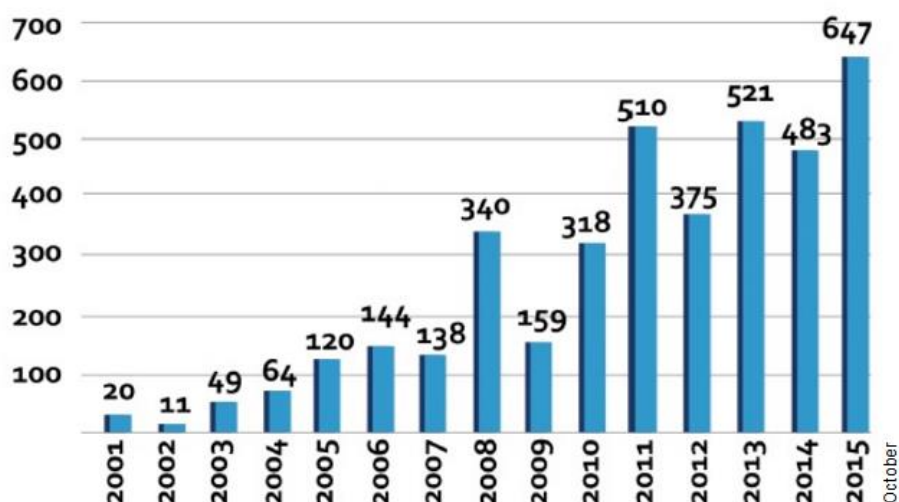
---

- 出願件数<sup>1</sup> :



<sup>1</sup> 参考：GCC 特許庁ウェブサイト；[http://www.gccpo.org/Statistics/ar/Annual\\_filing.aspx](http://www.gccpo.org/Statistics/ar/Annual_filing.aspx)

- 登録件数<sup>2</sup> :



- 特許審査の係属期間

GCC 特許出願の審査のための係属期間は、ケースによるが、出願からの2～5年間である。ファミリー出願が他庁で特許されたならば、これはGCC出願の審査に説得力のある影響を及ぼす可能性があり、出願審査を早める助けになるかもしれない。

GCC 特許出願の審査を早めるために実行される施策がある。とはいえ、現在、特許庁は、出願からファーストアクションまで平均して2年以内とするために審査能力を費やしていると理解される。

## 第2節 - 特許の対象

---

### A. 装置

GCC 特許法のもと、装置は特許の対象である<sup>3</sup>。

### B. プロセス及び方法

GCC特許法のもと、方法またはプロセスのクレームは特許の対象である<sup>4</sup>。これらは、産業のプロセス、コンピュータで実装された方法と製造方法を含みうる<sup>5</sup>。

---

<sup>2</sup> 参考：GCC 特許庁ウェブサイト [http://www.gccpo.org/Statistics/ar/Annual\\_Patent.aspx](http://www.gccpo.org/Statistics/ar/Annual_Patent.aspx)

<sup>3</sup> 参考：GCC 特許法第2条第1項

<sup>4</sup> 参考：GCC 特許法第2条第1項

<sup>5</sup> 参考：GCC 特許法第2条第1項

気をつけなければならないのは、外科的な、治療的な、または、診断の処置は、特許の対象から除外されることである。ただし、これらのいずれかの方法に使用される製品は例外である。

### C. 化学合成物

GCC特許法のもと、化学合成物と混合物を含む化学製品は特許の対象である<sup>6</sup>。

### D. 遺伝子配列

GCC 特許法のもと、遺伝子配列の保護は許される<sup>7</sup>。出願人は、出願日前に認証された機関の一つ発明見本を提出する。また、その際に、見本が預けられた機関の名前と日付と預けられた個数の情報を提出する。

### E. コンピュータプログラム

GCC 特許法のもと、コンピュータプログラム及びソフトウェア<sup>8</sup>は特許性がないが、事実上技術的であり、新規性、進歩性と有用性に関する他の特許性要件を満たすならばコンピュータで実装された方法のようなコンピュータで実装された発明は特許性を有する。

### F. 特許性要件

GCC 特許法のもと特許性を有するために、発明は新規性、進歩性、および、産業上の利用可能性が要求される。

これらに加えて、それが新しい製品、産業のプロセス、または、製造方法に関係していたかどうかにかかわらず、イスラム Shariah 法（シャリヤー）及び GCC 諸国で見られる公共原則に反するものであってはならない<sup>9</sup>。

### G. 新規性

発明の新規性は、出願日又は優先日より前に世界のどこかで、文書、口頭、または、他の態様で、公衆に開示されていない場合、新規であるとみなされる。

発明が出願人または彼の後継者に対する第三者の悪意のある活動により出願日前の1年以内に開示されたならば、新規性は喪失しないとみなされる。同様に、特定の状況を前提として、出願日の前の6ヵ月以内<sup>10</sup>に公式に認められた展示会で開示されたならば、発明の新規性は喪失しないとみなされる。

---

<sup>6</sup> 参考：GCC 特許法第2条第1項

<sup>7</sup> 参考：GCC 特許施行規則第12条

<sup>8</sup> 参考：GCC 特許法第3条

<sup>9</sup> 参考：GCC 特許法第2条

<sup>10</sup> 参考：GCC 特許法第2条第2項

## H. 進歩性

出願時における出願に関連する先行技術を考慮して、当該技術分野における当業者<sup>11</sup>にとってそれが自明でなかったならば、その発明は進歩性を有するとみなされる。特徴間の機能的な相互作用が個々の特徴の技術的な効果の合計と異なる組合せの技術的な効果を成し遂げるならば、一組の技術的な特徴は特徴の組合せとみなされる。言い換えると、個々の特徴のインタラクションは、シナジー効果を発生しなければならないか、個々の特徴の単なる寄せ集めより良い技術的な利点を示さなければならない。そのような相乗効果が存在しない場合は、発明の進歩性に十分でない特徴の単なる寄せ集めでしかない。

## I. 産業上の利用可能性

発明は、農業、漁業またはサービス業を含むいずれかの種類の産業で利用できなければならない。産業は、同様に手仕事も含むように、広く定義される<sup>12</sup>。

## J. 明確性

技術分野における当業者がその発明を評価して着手できる<sup>13</sup>ように、明確かつ包括的に理解できる用語で、発明を開示しなければならない。

## K. 特許保護期間

特許保護の期間は出願日から 20 年の期間<sup>14</sup>とされ、特許を維持するために年金の支払いが求められる。

---

<sup>11</sup> 参考：GCC 特許法第 2 条第 3 項

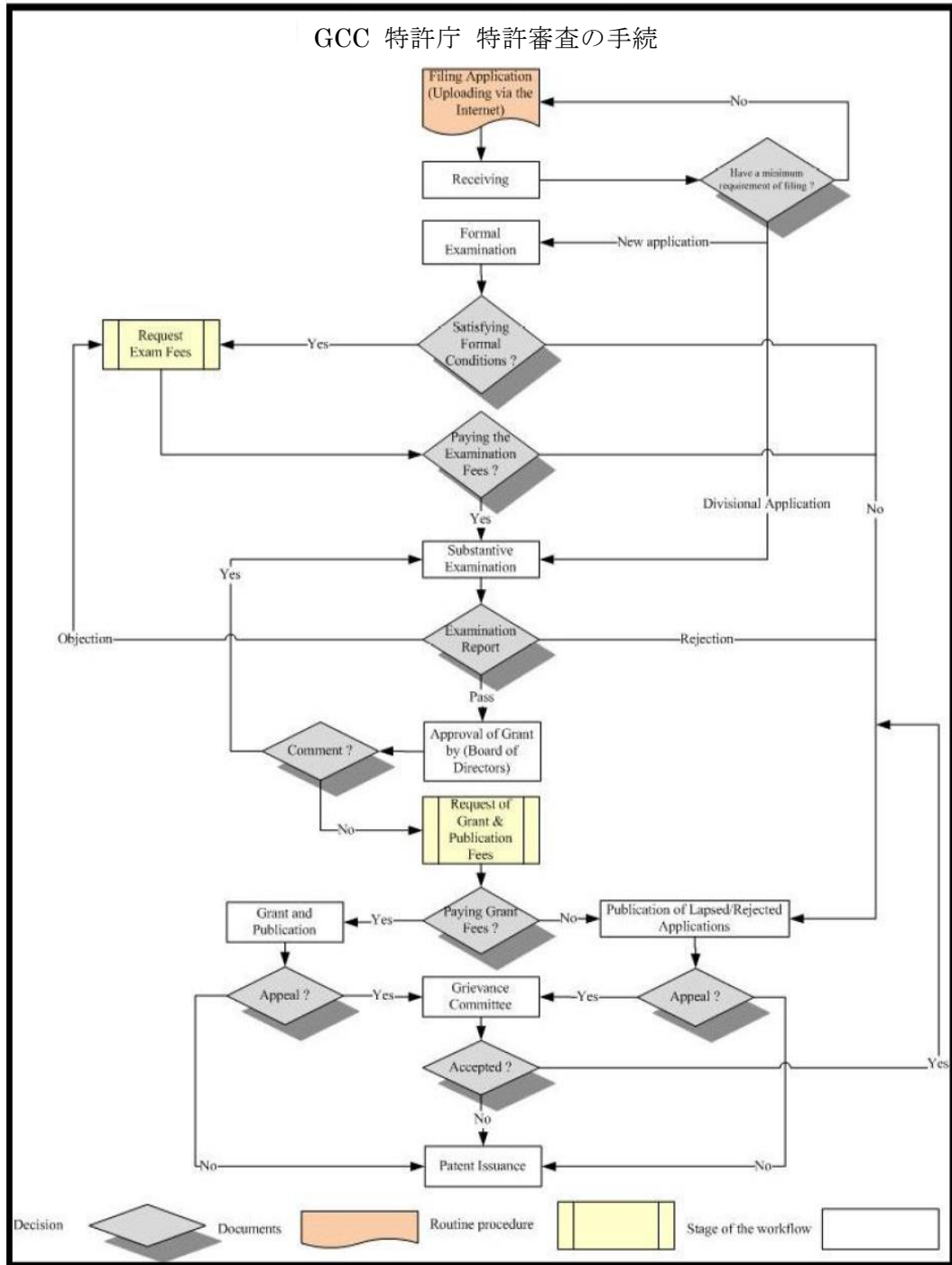
<sup>12</sup> 参考：GCC 特許法第 2 条第 4 項

<sup>13</sup> 参考：GCC 特許施行規則第 3 条第 1 項第 3 号

<sup>14</sup> 参考：GCC 特許実施第 1 5 番

## 第2章 - 特許取得の手続き

### 第1節 - フローチャート



特許審査の手続



## 第2節 - 出願と方式審査

---

特許出願が GCC 特許庁に提出されると、それは方式審査される。方式要件が満たされないならば、通知日から3ヵ月以内<sup>15</sup>に必要な情報を提出するよう、出願人は通知される。

## 第3節 - 実体審査

---

出願と方式要件が適切であるならば、特許出願は実体審査のための順番待ちに入る。特許出願が実体審査段階に達すると、特許庁は審査料の支払いを要請する指示を発する。この段階で審査料を支払わなければならない。出願人が、自発的に実体審査を要請すること、実体審査を早めること、実体審査を遅らせることはできない。

特許出願の審査は英語及びアラビア語の両方で行われるので、オフィスアクションに対する応答とクレーム補正は、英語とアラビア語の両方で準備し提出する。新たな検索<sup>16</sup>が必要となるような応答の度に出願人は追加の審査料を支払われなければならない。出願人が審査料を追加で支払うことで、出願は3回まで審査されることができ

る。これまで、大部分の特許出願の審査は、GCC 特許庁によって第三者であるオーストリア及び中国特許庁に外注化されてきた。一方、現在、リヤドの GCC 特許庁に、特許出願を審査する現地の審査官がいる。

## 第4節 - 公開

---

審査段階の最後において、特許を付与するという決定は、定められた公開手数料と登録料が支払われると、GCC 特許庁の公報で公開される。公報は、1年に3回発行される。GCC 特許法により、公開から3ヶ月の間に、第三者は特許の登録に異議を申立てることができる。異議申立期間<sup>17</sup>に第三者による異議申立が無ければ、特許が登録される。異議申立は、関係する各者（異議申立人、特許庁、出願人）に彼らの見解を提示する機会を与える不服委員会に送られる。

---

<sup>15</sup> 参考：GCC 特許施行規則第16条

<sup>16</sup> 参考：GCC 特許施行規則第19条

<sup>17</sup> 参考：GCC 特許施行規則第20条

## 第5節 - 特許登録

---

3カ月の異議申立期間に不服委員会に関係者による異議の申立てがなければ、特許が登録される。そして、特許証は、特許庁によって交付され、発明の所有者に届けられる<sup>18</sup>。

## 第3章 - 特許出願の準備

---

### 第1節 - 言語

---

特許出願は、英語とアラビア語で提出しなければならない。紛争が発生する場合、与えられた特許のアラビア語版が裁判で利用される唯一の公式版であり、特許出願と審査中の補正のアラビア語版はとても重要である。したがって、品質の高いアラビア語翻訳を準備して提出することが重要である。

### 第2節 - 特許出願の構造

---

出願は、発明の名称、発明の詳細な説明、一つ以上のクレーム、一つ以上の図面（ある場合）と発明内容の要約を含む。

発明の詳細な説明は、以下から成る：

1. 発明の概要、
2. 背景技術の提示、
3. 発明の技術的開示、
4. (もしあれば) 図面で使われる数字のダイジェスト、
5. 発明を説明する一つ以上の例、そして、
6. 発明の産業上の利用に関する明示的な提示。

---

<sup>18</sup> 参考：GCC 特許実施第20条

### 第3節 – クレームを作成するための注意点

---

クレームは必要な保護の範囲を定める。クレームは、特許明細書の内容で、完全にサポートされなければならない。明細書と図面は、クレームを解釈するために用いられる<sup>19</sup>。クレームは明確で、簡潔で、明細書に記載の事項に適合していなければならない。クレームは、発明の技術的な特徴を明らかにしなければならない。

クレームは、以下の点を含む：

- 先行技術の一部で、発明を定めるために必要である技術的特徴、
- 「により区別される」というようなフレーズ、または、そのように暗示するフレーズの後に記載される、前記特徴に関連する、保護を受けたい新しい技術的特徴、
- もし不可欠でなければ、クレームは、明細書または図面への言及をしない
- 出願に図面が含まれていれば、クレームに記載される技術的な特徴の後に括弧書きで関連した参照を記載する。

クレーム数は発明の性質に対して適切でなければならないものの、クレームの超過料金は無い。クレームは連続する番号が付与されなければならない。多項従属クレームは許され、多項従属クレームについての料金は無い。ヨーロッパのように先行技術要素を前文に記載する必要性はない。

### 第4節 – 装置クレーム

---

GCC 特許法<sup>20</sup>のもと、装置クレームは特許の対象である。クレームは、「装置」、「システム」、「機械」などに言及することができる。

### 第5節 – 方法クレーム・プロセスクレーム

---

GCC特許法のもと、方法クレームまたはプロセスクレームは特許の対象である。たとえば、これは、産業のプロセス、コンピュータで実装された方法または製造方法に関連することがある。

---

<sup>19</sup> 参考：GCC 特許施行規則第3条第2項

<sup>20</sup> 参考：GCC 特許法第2条第1項

外科的な、治療的な、または、診断の処置の方法は除外されることに注意しなければならない。ただし、これらの方法のいずれかで使われる製品は、例外である。

## 第6節 – プロダクト・バイ・プロセスクレーム

---

プロダクト・バイ・プロセスクレームは、製造方法により製品を定義する。製造プロセスにより製品を定義するクレームは、製品それ自体が特許要件を満たす場合（すなわち、製品が新規性、進歩性、産業上の利用可能性を有する場合）にのみ許される。単に新たなプロセスで製造されたという事実だけでは、製品が新規であるとはみなされない。

プロセスにより製品を定義するクレームは、製品それ自体のクレームとして解釈される。

## 第7節 – 明細書を作成するための注意点

---

- 明細書は、A4（29.7x21 cm）サイズのシートで作成しなければならない。特許庁は、図面のために異なるサイズのスケッチペーパーを受け入れることがある。
- すべてのシートは、写真撮影によって直接再生できるように供給されなければならない。
- すべてのシートに連続する番号を付与し、そして、当該番号はページの最上部中央に配置しなければならない。
- シートの最小限のマージンは、2センチメートルである。
- 願書の事項はワープロで作成しなければならない。記号、数式、または、いくつかの文字は、手書きまたはスケッチしてもよい。

## 第8節 – 図面を作成するための注意点<sup>21</sup>

---

- 図面は、耐久性があり、濃くて黒く、一様に太くてはっきりした線および筆使いで仕上げられなければならない。
- 可能な限り、図はまっすぐな位置でスケッチされなければならない。
- 異なる図面において、同じ内容を特定するために、同じ番号と文字を使わなければならない。

---

<sup>21</sup> 参考：GCC 特許施行規則第5条

- 文字または番号が図の外側に表示される場合、前記文字または番号から図の関連する部分まで細い線を引かなければならない。
- 同じシートに複数の図を含めるときは、図の間に十分なスペースを空けなければならない。すべての図に連続する番号をつけなければならない。
- 画用紙は、発明の名称または明細書に関する記載を含んではならない。

## 第9節 – 他の部分を作成するための注意点<sup>22</sup>

---

- 要約に使う単語数は50語から200語とする。
- 要約は発明の主題の概要を含み、発明の技術的な分野ならびにその出願の主要な面を示す。
- 該当する場合、発明を最も特徴づける化学式を示す。
- (ある場合は) 要約に含める図面は、概略の発明を示し、要約の終わりに指し示されなければならない。
- 図面が要約に含まれていてこれに番号または文字が含まれるならば、これらは後で括弧書きで示されて、図面におけるそれらと同一でなければならない。

## 第4章 - 特許出願

---

### 第1節 - 出願先について

---

出願は、GCC 特許庁に申請する。

### 第2節 – 優先権主張

---

優先権は、他庁への先の出願の出願日から12ヵ月以内に、主張することができる。優先権を主張するために、出願人はその詳細（すなわち、出願日、出願番号、分類と出願国または庁）を提供しなければならない<sup>23</sup>。

---

<sup>22</sup> 参考：GCC 特許施行規則第3条第4項

<sup>23</sup> 参考：GCC 特許施行規則第6条

### 第3節 – 外国出願、パリルート、PCT ルート

---

湾岸協力会議(GCC)は、特許協力条約 (PCT) のメンバーではない。GCC は、パリ条約のメンバーではない。

### 第4節 – 手数料と費用について

---

手数料および費用を、以下の表に示す：

料金表(サウジ・リヤル)

Description	Individuals	Companies
Patent Application	2000	4000
Grant and Publication	2500	5000
<b>Annuity Fees</b>		
Year 2	2000	4000
Year 3	2100	4200
Year 4	2200	4400
Year 5	2300	4600
Year 6	2400	4800
Year 7	2500	5000
Year 8	2600	5200
Year 9	2700	5400
Year 10	2800	5600
Year 11	2900	5800
Year 12	3000	6000
Year 13	3100	6200
Year 14	3200	6400
Year 15	3300	6600
Year 16	3400	6800
Year 17	3500	7000
Year 18	3600	7200
Year 19	3700	7400
Year 20	3800	7600
Amendment and Addition to the Patent Application	500	1000
Additional fee for delayed payment of annual patent fee	500	1000
Assignment or Change of Ownership	500	1000
Obtaining a copy of the Application, its registration or of the patent	100	200
Request of Compulsory License	15000	30000
Registration of Compulsory License	5000	10000
Request for Registration of Compulsory License	5000	10000
Registration of Compulsory License	500	1000
Registration of Petition	3000	6000
Renewal of Petition	1000	2000
Request of Temporary Protection	500	5000
Request of Plantation sample	500	5000
Performance search	100	200
Substantive examination	The cost is estimated depending on an evaluation for each application	

## 第 5 節 - 特許出願に関する法律

GCC 特許庁は、1989 年にリヤド (サウジアラビア) に設立された。GCC 特許法は、1992 年 12 月に開催された第 13 回最高評議会で改正され、承認された。GCC 特許法

の施行規則は、ヒジュラ暦 1421 年 1 月 3～4 日 1421H（2000 年 4 月 8～9 日）に開催された第 74 回閣僚会議で改正され承認された。

## 第 5 章 - 特許審査

---

### 第 1 節 - 早期審査

---

GCC 特許法のもとでは、早期審査はできない。しかし、特許されたファミリー出願と同じ並びのクレームを GCC 特許出願も有することは、役に立つかもしれない。しかし、これは GCC 特許庁に義務付けるものではなく、これ特許査定に至るという保証はない。

### 第 2 節 - オフィスアクションに対する応答<sup>24</sup>

---

特許庁は出願人に実体審査の結果を通知する。したがって、出願人は審査報告に従って出願の補正を特許庁に提出しなければならない。

出願人は、二つまでの更なる実体審査報告を受け取ることがある。そして、出願人は、審査報告に従って出願を補正し、特許庁による更なる検索が必要となる場合は提出の際に審査料を支払わなければならない。

3 回目の審査報告でも出願が特許要件を満たさない場合、出願は拒絶される。

審査報告に対する応答は、通知日から 3 ヶ月以内に提出しなければならない。期間の延長は認められない。定められた期間内に応答が提出されなければ、出願は拒絶される。

### 第 3 節 - 応答の作成

---

オフィスアクションに対する応答の作成に特別な規則はない。出願人は、特許性を示す主張と共に、クレームの補正を提出することができる。そのような補正は明細書でサポートされ、当初の出願内容を越える事項を含んではならない。

---

<sup>24</sup> 参考：GCC 特許施行規則第 19 条



## 第4節 – 特許性を有さないクレーム

---

以下の事項は、特許性を有さない<sup>25</sup>：

1. 発見、科学理論、数学的方法とコンピュータープログラム、
2. ビジネスを行うための、純粹に精神的な活動をするための、または、ゲームを遊ぶための計画、ルールおよび方法、
3. 植物の種類、動物の種、または、微生物学的なプロセスおよびその製品を除く、植物または動物を使った生物学的プロセス、
4. 人間または動物の体の外科的または治療的な処置の方法と人間または動物の体に適用される診断の方法、ただしこれらの方法のいずれかで使用される製品を除く、
5. 植物の種類または動物の種。

社会秩序の保護、人間、動植物の健康と生命の保護、を保護、環境破壊の回避<sup>26</sup>が必要であるならば、発明は特許性がないとされることがある。

## 第5節 – 異議申立手続き<sup>27</sup>

---

GCC特許法のもと、異議申立手続きをすることができる。特許を付与する決定の公表から90日以内に、関心がある者は、特許の異議を申立てることができる。全体的または部分的取消しが可能である。

異議は、関心のある者により、GCC特許庁の不服委員会（6人の弁護士と6人の技術的な専門家により構成される）に申立てられる。

## 第6節 - 特許登録<sup>28</sup>

---

出願がこの法律および規則に定められた点を満たしていることが実体審査で明らかになったならば、特許庁は特許査定をしなければならない。不服委員会に異議が申立てられなければ、特許査定の日から3ヵ月で発明の所有者に特許証が届けられる。

---

<sup>25</sup> 参考：GCC 特許施行規則第4条

<sup>26</sup> 参考：GCC 特許法第20条

<sup>27</sup> 参考：GCC 特許法第20条

<sup>28</sup> 参考：GCC 特許法第20条

[特許庁委託事業]  
アラブ首長国連邦における  
商標権取得・行使に関する制度概要調査

2016年6月 発行

[作成協力]  
Al Tamimi & Company 法律事務所

[発行・編集]  
独立行政法人 日本貿易振興機構  
ドバイ事務所  
知的財産権部  
TEL: +971-4-3880-601  
FAX: +971-4-3880-646  
E-Mail: dubai\_ipr@jetro.go.jp

本報告書は、日本貿易振興機構が2016年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。